

札幌市内部統制基本方針

○ 基本的な考え方

現在札幌市では、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えていることに加え、人口減少が見込まれており、今後の市政を取り巻く環境は厳しいものになっています。

そのような環境の中で、限られた財源や職員数により、市民理解を得ながら着実に市政を推進していくためには、「市民から信頼される市役所」であることが必要不可欠です。その実現のためには、市民に必要な行政サービスを確実に届けられるよう、日々の事務処理が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための内部統制体制の整備に、全庁一丸となって取り組んでいくことが重要です。

そのため、地方自治法第 150 条第 1 項に基づき、札幌市内部統制基本方針（以下「本方針」という。）を定め、本方針のもと、適正な行政サービスを提供する際の阻害となる事務上の要因（以下「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクの発生未然防止や発生時の早期対応を図るための仕組みを構築してまいります。これにより、今まで以上に適正な事務処理を確保し、市民から信頼される市役所の確立に取り組んでいきます。

○ 内部統制の対象事務及び目的

1 内部統制の対象事務

財務に関する事務とします。

2 対象事務に関する内部統制の目的・取組の観点

以下の 4 つの目的を達成するため、既に存在しているルールや仕組みを生かしながら、必要な内部統制を構築し、リスクへの対応を行ってまいります。

(1) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが根拠法令を理解し、情報の適正な取扱いを徹底するなど、公正誠実に事務を行うことで、事務に関わる法令等を遵守します。

(2) 事務の効果的かつ効率的な遂行

組織として必要なチェックをしながら仕事を進めるとともに、既存の事務手順の改善を図っていくことで、事務をより効果的かつ効率的に遂行します。

(3) 報告の信頼性の確保

予算、決算等の財務に関する情報及び事業計画、行政評価等の非財務に関する情報を正確に作成することで、報告の信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

市が有する有形・無形の財産や現金について、適正な取得、利用、管理及び処分を実施することで、資産の保全を図ります。

○ 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、議会に提出するとともに、公表いたします。

また、内部統制に対する評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び対象事務の内部統制の見直しを実施します。

○ 他執行機関等における内部統制について

企業局や行政委員会における内部統制についても、本方針に基づき、取組を進めてまいります。

令和2年(2020年)4月1日
(令和6年(2024年)12月25日一部改定)

札幌市長 秋元克広